

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画と各部会の連動

※障害福祉計画成果目標 ①施設入所者の地域生活への移行 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③地域生活支援の充実
④福祉施設から一般就労への移行等 ⑤障害児支援他の提供体制の整備等 ⑥相談支援体制の充実・強化等 ⑦障がい福祉サービス等の質の向上

北信圏域の特性・施策の方向性等	※成果目標	課題と活動内容等
<p>精神科病院から暮らしたい場所で生活するため、地域生活支援の取組として相談体制、就労支援等を進めます。</p> <p>連携が考えられる部会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等検討会 雇用支援ネットワーク部会 精神部会 権利擁護部会 就業・生活支援センター 	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p>	<p>○主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神部会では、長期入院者の退院を後押しすると共に退院後の地域での安定した生活を促進する取り組みを行う。 雇用支援ネットワーク部会では、就職したい、働きたいという気持ちを引き出せるようなニーズ調査も連携して行えるよう検討する。 雇用支援ネットワーク部会では、圏域独自の就労アセスメントの体制を継続しつつ、令和7年度から開始される就労選択支援についての動向を確認しながら圏域として検討を行う。 地域生活支援拠点等検討会では、一人暮らし体験事業で自立生活パスポートの作成に取り組み、アセスメント機能の充実を図ると共に一人暮らしへの移行を推進する。 権利擁護部会では、望む暮らしの実現に向けた、意思決定支援の推進と質の向上に向けた取り組みを行う。 <p>○令和6年度の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神部会では、長期入院者の地域移行を促進するため、昨年度実施した精神科病院の実態調査を活用し、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』に関する学習会を開催した。学習会では、具体的な事例をもとに課題を検討し、そこから浮かび上がった地域の課題を整理した。今年度の長期入院者の地域移行者は7名。 地域生活支援拠点等検討会では、一人暮らし体験事業の一環として、自立生活パスポートの作成に取り組み、アセスメント機能の充実を図り、3名のパスポートを作成した。なお、施設入所支援からの地域移行者は2名。 雇用支援ネットワーク部会では、圏域独自の就労アセスメント体制を継続しつつ、令和7年度から開始される「就労選択支援」の動向を注視し、圏域全体での検討を進める。その一環として、上伊那圏域で実施されたモデル事業の現状を確認した。なお、今年度のアセスメント実施状況については、計7名（特別支援学校在籍者：6名、在宅者：1名）に対してアセスメントを実施し、圏域内の就労継続支援A型およびB型事業所からの一般就労移行者は、計7名（A型：1名、B型：6名）。
<p>地域で安心して暮らせるために、地域生活支援拠点等の機能の充実を行い、潜在的要支援者への早期介入に取り組み、生活圏域で安心して暮らせるように地域包括ケアシステムの構築に繋がっていきます。</p> <p>連携が考えられる部会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等検討会 精神部会 	<p>②</p> <p>③</p>	<p>○主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等検討会では、地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討。 地域生活支援拠点等検討会では、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。 地域生活支援拠点等検討会では、機能を強化するため、認定協力事業所を増やし、面的整備を促進する。 潜在的要支援者の早期介入及び継続的な相談に関する取り組み。 精神部会では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進に向け、地域ニーズと課題の抽出を行う。 <p>○令和6年度の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神部会では、権利擁護部会から報告のあった賃貸業者からの差別事例を受け、啓発活動と居住確保に向けた検討を行った。 地域生活支援拠点等検討会において、総合あんしんセンターはるかぜの閉所を受けて、今後の体制について検討を行い、緊急時と平時の定義や空床の役割等を確認した。 地域生活支援拠点等検討会において地域体制強化共同支援加算の事例報告から緊急時を予測した予防的な支援と圏域内の短期入所に関する課題を共有した。
<p>障がい児及び家族の支援のために行政・教育・医療等、他機関との連携体制の強化を行います。</p> <p>連携が考えられる部会等</p> <ul style="list-style-type: none"> そだちネットワーク部会 サービス向上部会 重心・医ケア部会 	<p>⑤</p>	<p>○主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス向上部会 北信圏域児童発達支援ネットワーク（通称：きっずねっと）で課題の共有・抽出を行う（脆弱な部分を確認する取り組み、インクルージョンにむけた検討等）。 地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンに向けた体制を構築する。 重心・医ケア部会で医療機関と地域との連携強化・医療的ケア児等が利用できる資源の整備・保護者のニーズや事業所の課題を吸い上げる取り組みの3点に取り組む。 そだちネットワーク部会では教育、保健、福祉の連携強化（飯山養護学校特別支援連携協議会、北信地域発達障がい診療地域連絡会とも連動して進める。 <p>○令和6年度の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス向上部会では、北信圏域児童発達支援ネットワークにおいて制度改定を受け、放課後等デイサービスの5領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）を踏まえた個別支援計画や支援プログラムの確認を行い、適切な療育提供に向けて協議を行った。 市町村課題検討WGでは、療育Coを招集し、障害児福祉計画の推進に向けて現状の充実した体制（子育て施策やそだちネットワーク部会等の活用による）と課題を確認した。その結果、今後検討が必要な点や、検討の場の設定についても議論が必要であることを確認した。 重心・医ケア部会では、これまで作成を進めてきた災害時個別避難計画（自助プランシート）が完成し、地域に対して共有した。また、県立こども病院との懇談会を実施し、円滑な地域移行に向けて北信圏域の療育体制を共有した。 そだちネットワーク部会では、医療・教育・行政・福祉の連携の成果として、発達障がい支援フォーラム実行委員会で「チームでの相談支援の仕組み」の動画を作成した。これを活用して地域の仕組みについての周知への働きかけを行っていく。
<p>基幹相談支援センターの機能を充実させ、地域の相談支援体制を構築し人材育成に繋がっていきます。</p> <p>連携が考えられる部会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談センター 主任相談支援専門員 	<p>⑥</p>	<p>○主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談センターで、専門的な相談支援の実施・地域の相談支援事業所の人材育成・主任相談支援専門員との連携の3点に取り組む。 市町村課題検討WG・ケアプラン研究会で個別事例の支援内容やケアマネジメントの検証を行う。 基幹相談センターと主任相談支援専門員が共同し、特定相談事業所へのアウトリーチ支援や経験の浅い相談員に対してはOJTを行う。 <p>○令和6年度の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談センターと主任相談支援専門員が特定相談事業所へのアウトリーチ支援を実施し、基幹相談センターへの相談件数が増加。支援の充実が図られるとともに、今年度は初任者研修修了者への支援も積極的に展開した。 特定相談支援事業所の閉所を受けて、幹事会の基に北信地域市町村障がい福祉相談支援等研究会を設置し、他圏域の取り組みや長野県人材育成部会の情報を共有し今後の北信圏域の相談支援体制構築に向けて検討を行った。 ケアプラン研修会において相談支援専門員の作成するプランにおける重要な視点の確認をした。
<p>障がい者の差別解消や虐待防止等に積極的に取り組みます。</p> <p>連携が考えられる部会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護部会 	<p>⑦</p>	<p>○主な活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護部会で、障がい者虐待防止、成年後見制度、合理的配慮、差別解消等に関する周知・啓発を継続し、支援者等の権利擁護に関する意識を高めていく。 <p>○令和6年度の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護部会において、事業所の虐待防止委員会設置後の効果的な活用に向け、現場支援者向けの研修会を開催した。 権利擁護部会において、身寄りのない方への支援と予防的な準備の必要性を伝えるため、寸劇を活用した活動を実施した。 差別解消支援地域協議会を開催し、差別事案と地域啓発を目的とした啓発紙の確認を実施。その後、精神障がい理由とする差別事案について精神部会とも共有し、啓発活動など具体的な取り組みに向けた検討を進めている。